

議提第 2 号

白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び白石市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和 7年 3月 6日

提出者	白石市議会議員	<u>角 張 大 治</u>
-----	---------	----------------

賛成者	白石市議会議員	<u>沼 倉 啓 介</u>
-----	---------	----------------

〃	〃	<u>澁 谷 政 義</u>
---	---	----------------

〃	〃	<u>伊 藤 勝 美</u>
---	---	----------------

〃	〃	<u>高 子 秀 明</u>
---	---	----------------

〃	〃	<u>佐 藤 龍 彦</u>
---	---	----------------

〃	〃	<u>村 上 由 紀</u>
---	---	----------------

白石市議会議長 松 野 久 郎 殿

白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

白石市特別職の職員の給与に関する条例（昭和42年白石市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第3条関係）を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職名	給与区分	給与額	摘要
市長	給料月額	949,000 円	副市長を2名置いている期間の給与額は「697,000 円」とする。
副市長	〃	762,000 円	副市長を2名置いている期間の給与額は「635,000 円」とする。
教育長	〃	639,000 円	
固定資産評価員	〃	401,000 円	

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。